

地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱

制 定 平成 18 年 3 月 30 日 市協地第 10170 号(副市長決裁)
最近改正 令和 3 年 3 月 1 日 市地防第 593 号 (局長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、自治会町内会等が行う地域防犯灯の維持管理費について、補助金を交付することにより、街を明るくして、夜間における犯罪の発生を防止し、歩行者の通行の安全を図ることを目的とする。

2 自治会町内会等が行う地域防犯灯の維持管理費に対する補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるものほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則に定めるものほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 地域防犯灯 夜間の防犯及び歩行者の通行の安全を図るため、公衆の用に供する道路を照明するために設置された LED の照明灯で、自治会町内会等が所有及び維持管理し、設置に係る基準等が横浜市防犯灯設置基準（平成 29 年 2 月 24 日市地防第 555 号）第 3 条第 1 号から第 4 号までの規定を満たすものをいう。
- (2) 自治会町内会等 町、丁目の全部又は一部を単位とする一定区域内に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、自主的に運営されている自治会町内会及び地区連合町内会をいう。

(補助対象経費等)

第 3 条 補助対象経費は、補助金の交付申請のあった日に属する年度（以下「申請年度」という。）の前年度に自治会町内会等が所有している地域防犯灯の維持管理に要した経費を対象とする。

- 2 自治会町内会等の所有となっていない照明灯であっても、地域防犯灯に準ずるものとして自治会町内会等が認めたものにあっては、前項の例による。
- 3 補助対象となるのは、申請年度の前年度における、前 2 項の地域防犯灯の合計数とし、その灯数の確認は、申請年度の 4 月 1 日を基準日とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、当該年度の予算額の定める範囲内とし、1 灯につき定額の年間 2,200 円とする。

(交付申請等)

第 5 条 前条に規定する補助金の交付の申請は自治会町内会等が行うものとし、自治会町内会等は、区長の指定する日までに、地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書（第 1 号様式又は第 8 号様式、以下「交付申請書」という。）に、次の各号に掲げる関係書類を添えて、区長に提出しなければならない。ただし、第 3 条第 2 項に定める照明灯についてこの補助金の交付を申請しようとする場合は、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 3 条に定める区分所有者の団体（以下「マンション管理組合」という。）が行うことができるものとする。この場合、以下の規定中「自治会町内会等」を「マンション管理組合」に読み替えるものとする。

- (1) 自治会町内会等が支払名義の地域防犯灯に係る電気料金等領収証の写し、支払証明書の写し、又はそれに代わる書類の写し

- (2) 自治会町内会等の支払名義の電気料金集約分内訳表の写し
 - (3) その他区長が必要と認めるもの
- 2 前項第1号及び第2号に掲げる関係書類は、電気事業者が発行したものとする。
- 3 補助金規則第5条第3項の規定により区長が交付申請書への記載、又は添付を省略させることができる事項及び書類は、補助事業等の目的及び内容、補助事業等の経費の配分及び使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画並びに同条第2項各号に掲げる書類とする。
- 4 交付申請書を提出後、申請内容に変更が生じたときは、速やかに、地域防犯灯維持管理費補助金交付変更申請書兼実績報告書（第2号様式、以下「交付変更申請書」という。）により、区長にその内容を届け出なければならない。
- 5 補助金規則第14条第4項の規定により市長がその報告、添付又は記載を省略させることができる書類又は記載事項は、同条第1項各号に掲げる書類のうち、補助事業等の成果を記載した実績報告書、補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書又はその写し並びに補助事業等が完了したときにおける補助事業者等の資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。

（交付決定等）

- 第6条 区長は、前条の規定による交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等によりその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに、地域防犯灯維持管理費補助金交付決定通知書兼補助金交付額確定通知書（第3号様式又は第9号様式、以下「交付決定通知書」という。）により、その旨を補助金の交付を申請した自治会町内会等に通知するものとする。
- 2 区長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、速やかに、地域防犯灯維持管理費補助金不交付決定通知書（第4号様式又は第10号様式）により、その旨を自治会町内会等に通知するものとする。
- 3 区長は、補助金の交付を決定する場合において必要があると認めるときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な限度において、条件を付けることができる。

（補助金の請求）

- 第7条 自治会町内会等は、前条の交付決定通知書の到達後、速やかに、地域防犯灯維持管理費補助金請求書（第5号様式又は第11号様式、以下「補助金請求書」という。）に、交付決定通知書の写しを添えて、区長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

- 第8条 区長は、前条の規定による補助金請求書を受けたときは、速やかに、補助金を交付するものとする。

（調査の実施）

- 第9条 区長は、補助金の交付の決定をした場合において、必要があると認めるときは、自治会町内会等に対して資料の提出を求める等調査を行うことができる。

（交付決定の取消又は補助金の返還）

- 第10条 区長は、補助金の交付を受けた自治会町内会等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の内容の全部若しくは一部を取消し、地域防犯灯維持管理費補助金交付決定取消通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。
- (1) この要綱又は補助金の交付決定の内容若しくは交付条件に違反したとき。
 - (2) 虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為によって補助金の交付を受けたとき。

(3) その他区長が必要と認めたとき。

2 区長は、前項各号のいずれかに該当するときは、地域防犯灯維持管理費補助金返還請求書（第7号様式）により、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を、期限を定めて求めるものとする。

（維持管理の遂行）

第11条 補助金の交付を受けた自治会町内会等は、地域防犯灯の効果的な照明に留意し、その維持管理に努めるものとする。

2 補助金の交付を受けた自治会町内会等は、維持管理する地域防犯灯の数及びその所在の正確な把握に努めるものとする。

（関係書類の整備及び保存期間）

第12条 補助金の交付を受けた自治会町内会等は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して、5年間関係書類を整理し、保存するものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、市民局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 (経過措置)

この要綱の施行日以前に補助金を受けているものについては、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 (経過措置)

この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前のそれぞれの要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、使用することができる。